

## 愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）

愛媛県が発注する建設工事の入札参加者は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

### 記

- 1 入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき入札執行者の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと）。）
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 4 入札は入札者名義のICカードにより入札者又はその社員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者を含む。）が行うこととし、代理人名義のICカードによる入札は認めないものとする。なお、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出するとともに、本人確認書類（社員証等）を提示し、開札前に入札執行者の確認を受けること。

その際、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。ただし、工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。

入札者 住 所

氏 名

代理人 氏 名

印

※ 代理人の押印を省略する場合

責任者職氏名・連絡先：

担当者職氏名・連絡先：

- 5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。
  - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
    - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
  - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。
- 6 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、指名を受けた者においては、閲覧所において設計書を閲覧する際には、「入札通知書」画面を印刷したもの（やむを得ず紙入札方式による場合は、入札通知書の写しによる。）を閲覧事務担当者に提出するものとする。
- 7 入札者がいないとき又は1者（共同企業体の場合は1共同企業体）であるとき（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領（平成15年7月1日制定）に定義する入札後審査型一般競争入札のうち、設計金額1億円未満の工事の場合を除く。）は、入札を中止するものとする。ただし、当分の間、入札者がいないときに限り、入札を中止するものとする。
- 8 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を含む。）が参加した場合を含む。）
  - (2) 工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者のした入札
  - (3) 一般競争入札において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
  - (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

- (5) 代理権限のない者のした入札
  - (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (7) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でない認められる入札
  - (8) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できない入札
  - (9) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札
  - (10) やむを得ず紙入札方式による場合で、誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札
  - (11) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）のした入札
    - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
    - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
    - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
  - (12) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者のした入札。
    - ① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
    - ② 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
    - ③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者
  - (13) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づく工事費内訳書の提出がない入札
- 9 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
  - 10 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
  - 11 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。（やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者があ  
る場合においても開札するものとする。）
  - 12 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取消しは、できないものとする。
  - 13 入札者中予定価格以内（愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年10月1日制定）の適用を受ける工事にあつては、予定価格以内かつ最低制限価格以上。）で最低価格（総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定）の適用を受ける工事において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。
  - 14 愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱の適用を受ける工事において、同要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札をした者は、契約担当者の行う同要綱に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
  - 15 県が発注する複数の工事において、同時に開札を執行する場合は、予定価格の高いものから一件毎に順に開札するものとし、低入札価格調査の対象となる工事があった場合は、当該低入札価格調査の対象とならなかった工事を優先して落札者を決定するものとする。

なお、この場合、入札参加者は、複数の工事において同一の技術者を配置予定技術者とすることができる。ただし、複数の工事のうち、一の工事を落札した場合において、残りの工事について技術者の専任での配置が困難と認められるときは、当該残りの工事については入札書を無効とする。
  - 16 入札回数は、1回とする。

なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の見直しを行い、その結果により再入札（指名競争入札にあつては、指名替え又は再入札）とする。また、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）第3条第3項に規定する簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）で実施した入札後審査型一般競争入札で入札不調となった場合は、指名競争入札で再度発注することがある。
  - 17 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
  - 18 落札者（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領の適用を受ける工事にあつては落札候補者）となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2者（共同企業体の場合

を含む。)以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。

- 19 入札者は、入札後、愛媛県会計規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 20 落札者は、落札の通知を受けた日から7日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 21 工事の請負契約に係る一般競争入札(予定価格4,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合(以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。))を含む。)にあつては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする(やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。)
- 22 前項により最低価格の入札をした者の入札書を無効としたときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者について配置予定技術者の確認を行うものとする。
- 23 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。
  - (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)の工事(以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。))にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件(技術者の従事経験に係る要件を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。
  - (2) 請負代金額4,000万円未満(建築一式工事にあつては8,000万円未満)の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。
- 24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあつては、建設業法第26条第3項ただし書の規定は適用しない。
- 25 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐)又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。ただし、やむを得ない事情により、行革分権課行政管理室が認めた場合はこの限りでない。
- 26 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上(低入札価格調査に係る契約にあつては10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 27 低入札価格調査に係る契約にあつては、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内に引き下げるものとする。
- 28 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき(26に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。)は、落札は、その効力を失うものとする。
- 29 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 30 県工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者(暴力団員等及び暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から不当介入を受けた場合は、直ちに県に報告(下請負人(再下請負人を含む。以下同じ。))にあつては、請負者に報告)し、警察への届出を行うこと。県への報告及び警察への届出(下請負人にあつては、請負者への報告)を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 31 県工事の施工にあたり、工事関係者事故又は公衆損害事故が発生した場合には、速やかに発注担当部局を通じて許可担当部局へ報告すること。事故発生に関して、労働基準監督署、検察庁、裁判所による処分等(是正勧告、指導票の行政指導を含む。)を受けた場合にも速やかに報告すること。県への報告を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 32 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等(以下「不正軽油」という。)を使用してはならない。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会う等の協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除する等の是正措置を講じなければならない。

- 33 電子入札に係る手続及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）によるものとする。
- 34 総合評価落札方式の場合で、この心得に定めのない事項については、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領によるものとする。
- 35 この心得は、随意契約による見積合わせ、建設工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る入札の場合に準用する。

別記様式

(用紙 A 4)

入 札 辞 退 届	
件名	上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。
	年 月 日
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
	Ⓜ
	※ 押印を省略する場合
	〔 責任者職氏名・連絡先： 担当者職氏名・連絡先： 〕
(契約担当者) 様	

注： 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。

平成26年3月27日

知事部局各主管課長  
部内各課（室）長  
各地方局建設部管理課長  
各土木事務所用地（事業）管理課長

様

土木管理課長

工事完成時における主任（監理）技術者の専任及び  
現場代理人の常駐に係る取扱いについて（通知）

平成19年3月23日付け18土第1053号で通知した標記（以下「本取扱い」という。）について、別添案のとおり改正することとしましたので通知します。

今回の改正は、県発注工事のうち「工期終期日以降に工事検査を行う工事」と「工期内に工事検査を行う工事」の技術者の専任期間の取扱いに下記のとおり差異がある現状となっていることから、この解消を図るとともに、主任技術者が専任要件緩和措置により兼任している工事が完了し、新たに契約した別の工事を同一の主任技術者が担当しようとする場合の取扱いについても明確となるよう整理したことに伴い様式改正等を行うものです。

今後、25年度補正予算及び26年度当初予算にかかる県工事が多く発注されることとなりますが、本取扱いの活用は、建設業者において技術者の効率的配置が可能となるだけでなく、県においても工事をより円滑に発注できることとなる等、双方にメリットが大きいものであることを御承知いただき、積極的な活用をお願いします。

記

1 本取扱いの活用による差異の解消について

(1) 「工期終期日以降に工事検査を行う工事」の取扱いについて

工期終期日までに現場作業が終了し、工期終期日に完了届が提出され、出来形確認、工事検査を行う工事については、出来形確認が行われることを以て技術者を配置する必要がなくなり、以降は工事検査日を除いて技術者の対応は求めておらず、出来形確認以降は条件が整えばこの技術者が他の工事に従事することも可能である。

(2) 「工期内に工事検査を行う工事」の取扱いについて

工期内に工事検査まで行う工事については、出来形確認後も工事検査が終わるまで、現場が稼働していないにもかかわらず技術者の専任配置を求めており、この間、この技術者が他の工事に従事することは認められない。

(3) 技術者の専任解除承認の積極活用について

県においては、本取扱いにより、専任配置が必要な工事の出来形確認が終了し工事現場が実質的に稼働していない期間については、工事検査までの間においても専任解除申請及び承認の手続きを経て専任配置を求めない取扱いを平成19年度から実施しており、本取扱いを活用することにより、「工期内に検査を行う工事」についても、現場作業終了後、完了届と同時に建設業者から専任解除申請を提出させ、出来形確認後に専任解除承認を行うことで技術者の配置は解かれ、条件を整えばこの技術者が他の工事に従事することも可能となり、工事検査を工期終期日以降に行う工事と同様に取扱うことができることとなる。

2 主任技術者の専任要件緩和措置に合致する工事について

平成25年2月28日付24土第805号及び平成26年2月19日付25土第847号で通知した主任技術者の専任要件緩和措置に合致し、同一の主任技術者が兼任している工事のうち一件の工事が完了する段階において、新たに契約した別の工事を同一の主任技術者が担当する場合の取扱いは次のとおり。

- (1) 「工期終期日以降に工事検査を行う工事」については、出来形確認が行われることを以て、次の新たな工事を担当できる取扱いとしている。

具体的には、別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の上段の工事(イ)について、出来形確認後に、この主任技術者が兼任している工事(ア)に加え、新たに工事(ウ)を契約し担当することも可能である。

- (2) 「工期内に工事検査を行う工事」についても、本取扱いを活用することにより、出来形確認及び専任解除承認が行われることを以て、次の新たな工事を担当できることとなる。

具体的には、別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の下段の工事(イ)について現場作業終了後、完了届と同時に建設業者から専任解除の申請(本取扱い様式1)を提出させ、出来形確認後に発注者が専任解除の承認(同様式3)を行うことにより、条件を整えば、この主任技術者が兼任している工事(ア)に加え、新たに工事(ウ)を契約し担当することが可能となる。

※本取扱いにより専任解除を行うのは県独自の取扱いであることから、本取扱いにより主任技術者の兼任を認める範囲も県発注工事のみとなる。(別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の工事(ア)(イ)(ウ)全て県発注工事の場合のみ可)

※建設業者からの協議・申請・承認及び発注者間の確認など具体的手順については、別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の①～⑬及びフロー「主任技術者の兼任について」を参考に、適正な施工ができる旨確認しつつ進める必要がある。

〔問い合わせ先〕

土木管理課建設業係 野尻・都築・二宮

(PHS4280・4272・4281)

(別紙1)

工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐に係る  
取扱いについて

請負金額4,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)の工事において配置する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により、当該工事の契約工期中、専任で配置すべきこととされているが、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合その他これに類する場合などにあつては、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されている。

また、工事請負契約約款の規定により当該工事に専任での配置を求める担当技術者についても、上記主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と同様に取り扱っても特段の支障はない。(以下「主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者」を総称して、「主任技術者等」という。)

一方、現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡し完了するまでの間においては、現場管理の必要性から工事現場への常駐を求めているが、主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められる。

これらのことを踏まえ、工事の工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 専任又は常駐を要しない期間(別表1参照)

(1) 主任技術者等の専任

主任技術者等については、監督員との出来形確認に係る協議が終了し、工事現場が実質的に稼働していない期間については、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、専任での配置を要しないものとする。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人については、工事現場が稼働していない間は常駐を要しないことから、監督員との出来形確認に係る協議が終了した後、請負業者が当該現場代理人と同等以上の者を現場保全等の担当者として別に指定すれば、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、当該工事現場への常駐を要しないものとする。

(3) 他の工事の主任技術者等となろうとする場合の取扱い

専任又は常駐を要しない期間において、主任技術者等又は現場代理人が新たに他の工事に従事しようとする場合については、次のいずれの条件も満たすときに限り認めるものとする。

① 出来形確認が終了した工事と他の工事がともに県発注工事であること。

- ② 出来形確認が終了した工事に係る検査等の日程と他の工事の現場稼働日が重複しないこと、又は両工事の日程調整が可能であること。

## 2 事務手続について（別表2参照）

### (1) 主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除に係る申請

請負業者は、主任技術者等の専任の解除については様式1により、現場代理人の常駐の解除については様式2により、発注機関に申請することができる。

### (2) 主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除に係る決定

発注機関は、請負業者から、工事完了に伴う関係資料の提出とともに(1)の申請があった場合は、工事現場における出来形確認に係る協議の結果（工事の手直しや追加工事等の必要性の有無等）を十分に勘案するとともに、新たに従事する他の工事の発注機関にも適正な施工が確保できる旨確認を行った上で、主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除について決定する。

### (3) 承認通知

発注機関は、主任技術者等の専任又は現場代理人の常駐の解除を認める場合は、速やかに主任技術者等については様式3により、現場代理人については様式4により請負業者に通知する。

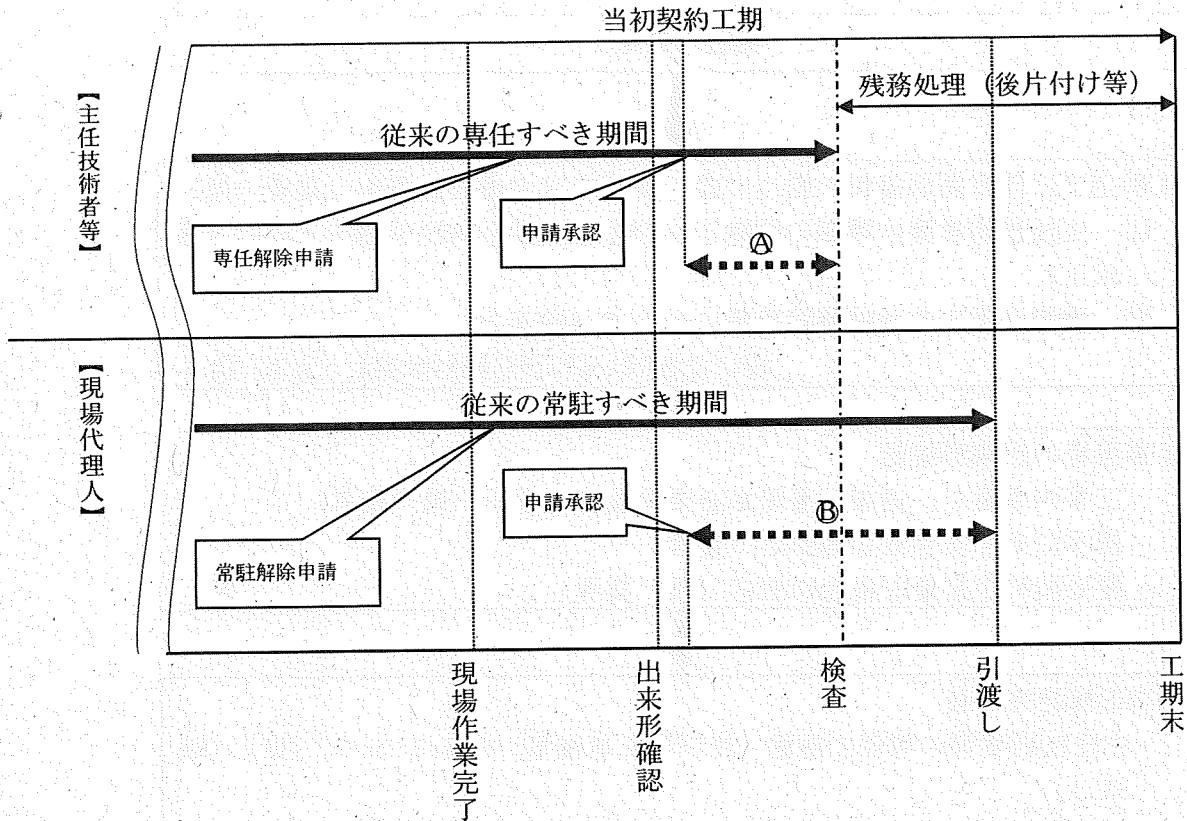
### (4) 適正な施工確保の措置

専任の解除を認めた主任技術者等又は工事現場への常駐の解除を認めた現場代理人が他の工事において従事しようとする場合にあつては、双方の工事の適正な施工が確保できるよう、発注者間で十分連絡・調整するとともに、請負業者に対する指導も万全を期するものとする。



(別表1)

### 工事完成時における専任又は常駐を要しない期間



(1) 主任技術者等

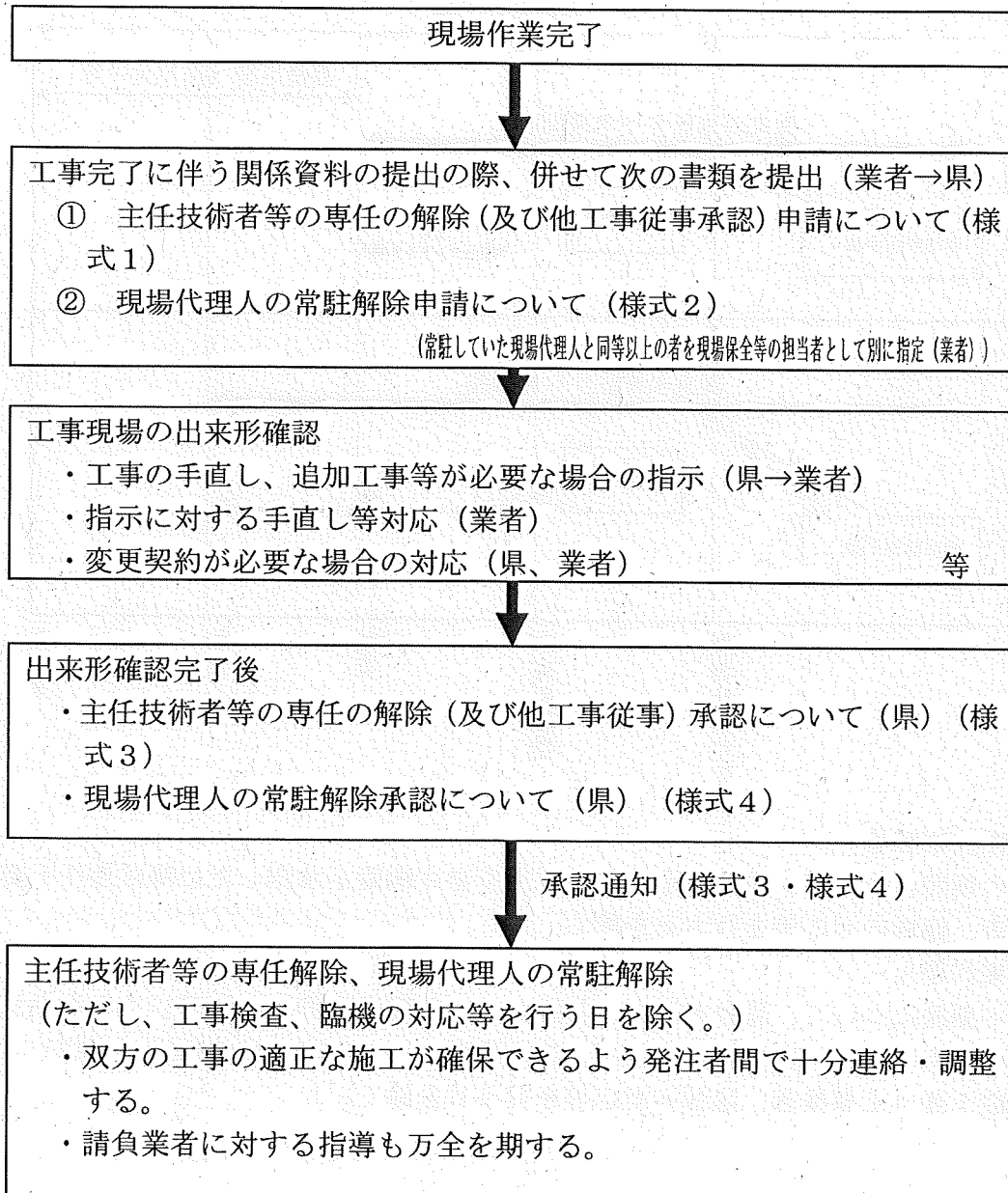
㉔の期間について、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は専任不要（工事検査、臨機の対応等を行う日を除く。）

(2) 現場代理人

㉕の期間について、請負業者が、常駐していた現場代理人と同等以上の者を現場保全等の担当者として別に指定すれば、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は常駐不要（工事検査、臨機の対応等を行う日を除く。）

(別表 2)

## 主任技術者等の専任の解除及び現場代理人の常駐の解除に係る事務フロー



(様式1)

年 月 日

(発注者名) 様

(請負業者)

会社名  
代表者

主任技術者等の専任の解除（及び他工事従事承認（※1））申請について

（ **工事番号、工事名を記載** ）に配置している主任技術者等について、下記のとおり専任の解除（及び他工事に従事すること（※1））を承認いただきたく申請します。

記

1 申請する技術者

(1) 職種（該当するものに○をすること。）（※2）

主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 監理技術者補佐 ・ 担当技術者

(2) 氏名：

(3) 住所：

(4) 資格区分：

(5) 資格証番号：

2 従事する他工事

(1) 他工事への従事予定の有無（該当するものに○をすること。）

有 ・ 無

(2) 従事する工事等の状況（※3）

① 発注者名：

② 工事名：

③ 施工箇所：

④ 工事概要：

⑤ 請負代金額（千円）：

⑥ 工期：

⑦ 従事を予定する職種：

⑧ 位置図（本件工事との位置関係を明示すること。）

※1 必要に応じ（ ）内の表記を使用すること。

※2 職種が担当技術者の場合、資格区分、資格証番号の記載は要しない。

※3 工事が複数ある場合は適宜記入欄を追加し記入すること。

また、予定工事も含め記入のこと。

(様式2)

年 月 日

(発注者名) 様

(請負業者)

会社名  
代表者

現場代理人の常駐の解除申請について

( 工事番号、工事名を記載 ) に配置している現場代理人について、下記のとおり常駐の解除を承認いただきたく申請します。

記

1 申請する現場代理人

- (1) 氏名 :
- (2) 住所 :
- (3) 資格区分 :
- (4) 資格証番号 :

2 上記1の者に代わり指定する現場保全等担当者の状況

- (1) 氏名 :
- (2) 住所 :
- (3) 資格区分 :
- (4) 資格証番号 :

3 従事する他工事

- (1) 他工事への従事予定の有無 (該当するものに○をすること。)

有 ・ 無

- (2) 従事する工事等の状況

- ① 発注者名 :
- ② 工事名 :
- ③ 施工箇所 :
- ④ 工事概要 :
- ⑤ 請負代金額 (千円) :
- ⑥ 工期 :
- ⑦ 従事を予定する職種 :
- ⑧ 位置図 (本件工事との位置関係を明示すること。)

(様式3)

( 番 号 )  
年 月 日

(請負業者)

会社名  
代表者

様

(発注者名)

主任技術者等の専任の解除（及び他工事従事（※1））承認について

年 月 日付けで申請のあった（ **工事番号、工事名を記載** ）に配置している主任技術者等に係る専任の解除（及び他工事に従事すること（※1））について、下記のとおり承認します。

記

- 1 専任の解除を申請する技術者氏名：
- 2 従事する他工事（※2）
  - ① 工事名：
  - ② 工期：

※1 必要に応じ（ ）内の表記を使用すること。

※2 工事が複数ある場合は適宜記入欄を追加し記入すること。  
また、予定工事も含め記入のこと。

(様式4)

( 番 号 )  
年 月 日

(請負業者)

会社名  
代表者 様

(発注者名)

現場代理人の常駐の解除承認について

年 月 日付けで申請のあった( **工事番号、工事名を記載** )に配置している現場代理人に係る常駐の解除について、下記のとおり承認します。

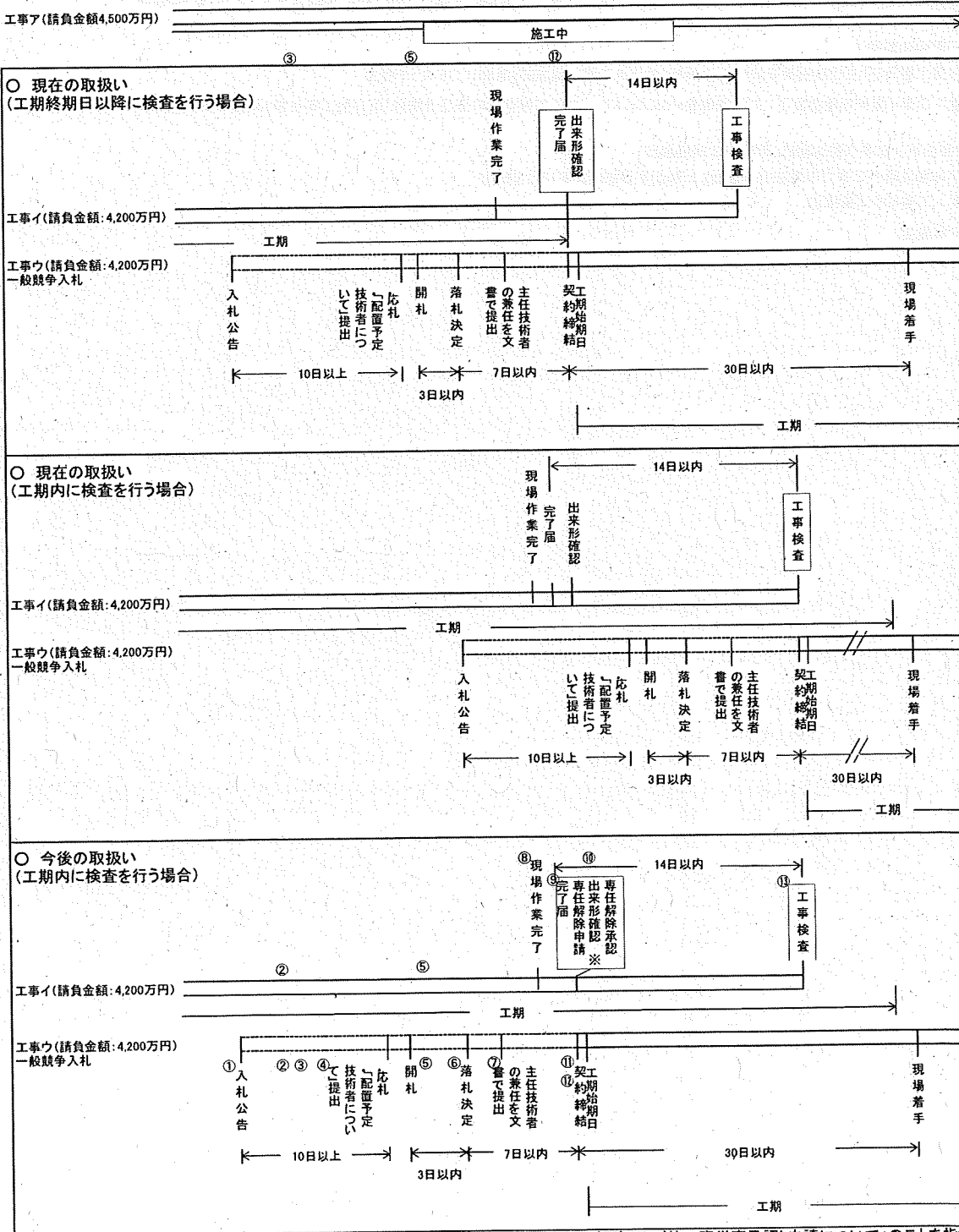
記

常駐の解除を承認する現場代理人氏名：

### 主任技術者の兼任等シミュレーション

<仮定の条件設定>

- ・ 工事アと工事イはともに請負金額4,000万円以上の専任を要する工事で、特例緩和措置により、同一の主任技術者a-1が兼任し施工している。
- ・ 現在、工事イの工事完成が近づいているが、新たに工事ウの入札が行われることが分かった。
- ・ 業者Aとしては、工事ウの入札に参加し、受注できれば、工事イの完成後に主任技術者a-1を工事ウの主任技術者として配置し、引き続き工事アと兼任させたいと考えている。
- ・ なお、工事ア、イ、ウは工事現場間の距離が10km以内である等、兼任要件は満たしている。



※ 専任解除申請は、(様式1)「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事承認)申請について」のことを指す  
 ※ 専任解除承認は、(様式3)「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事)承認について」のことを指す

凡例

- 網掛け部分は主任技術者の専任期間
- 実線部分は主任技術者の配置期間
- 破線部分は技術者を配置しない期間

- ① <工事ウ発注者>工事ウ入札公告
- ② <業者>工事ウを受注し、同一の主任技術者a-1を配置したい旨を工事イの発注者に協議し、工事完了のタイムスケジュールを確認
- ③ <業者>工事アの発注者に工事ウとの兼任の可否について協議→承認
- ④ <業者>工事ウの発注者に「配置予定技術者について」を提出
- ⑤ <工事ウ発注者>(業者が落札候補者となると)工事アの発注者に兼任が可能であるかを確認。  
また、工事イの発注者に工事イの完了見込を確認
- ⑥ <工事ウ発注者>工事ウ落札決定
- ⑦ <業者>工事ウの発注者に工事アと兼任する旨及び工事イの工事名と工事完了届提出予定日を記載した「現場代理人、主任(監理)技術者等について」を提出。
- ⑧ <業者>工事イ現場作業完了
- ⑨ <業者>工事イ完了届及び「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事承認)申請について」を提出
- ⑩ <工事イ発注者>工事イ出来形確認完了。主任技術者a-1について、「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事承認について)により承認。
- ⑪ <業者・工事ウ発注者>工事ウ契約締結(翌日が工期始期日)
- ⑫ <業者>工事アの発注者へ工事ウの発注者に提出した兼任する旨の文書(写)を提出
- ⑬ <工事イ発注者>工事イの工事検査

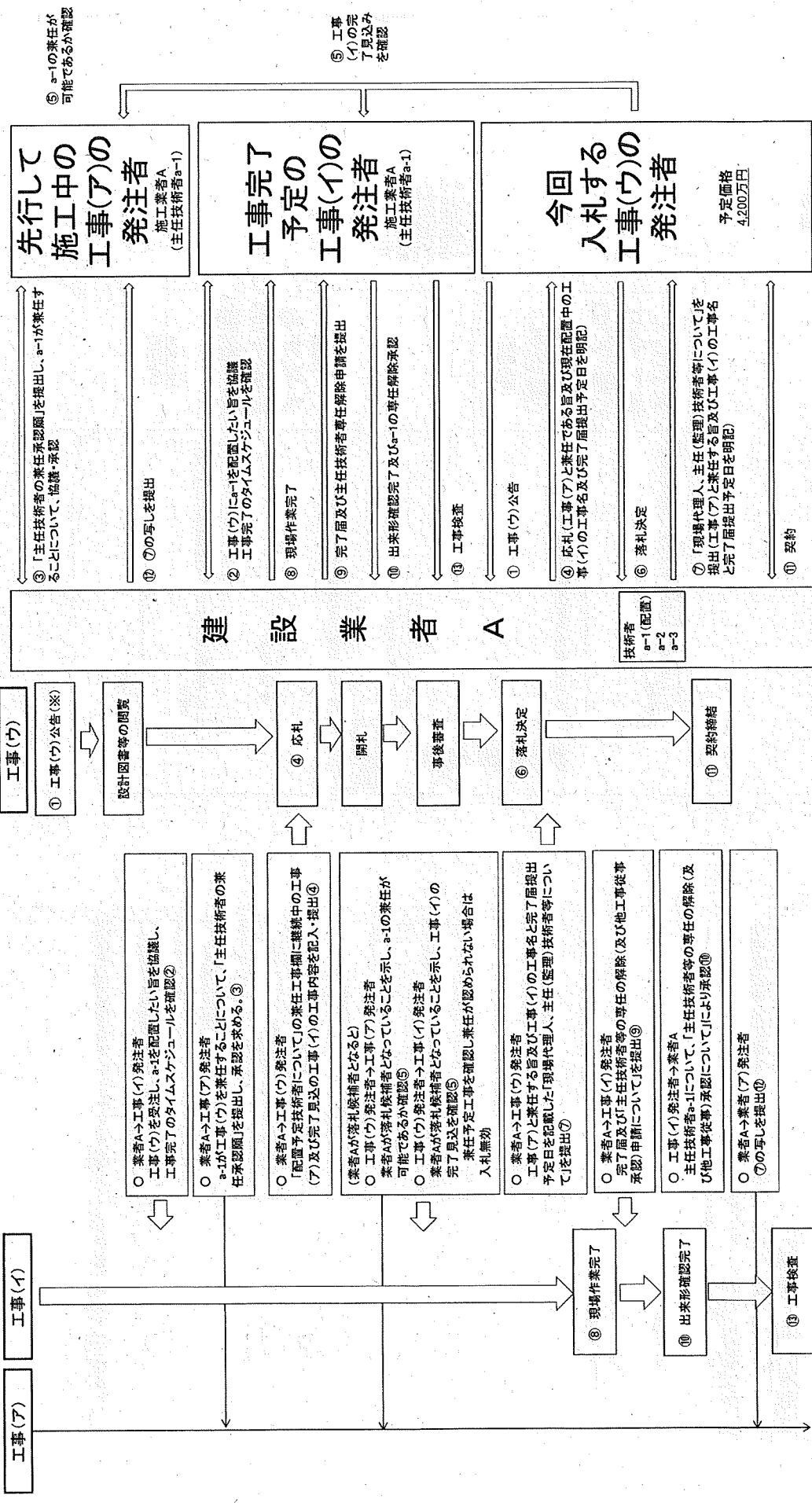
※ 全工事:県工事限定



# 主任技術者の兼任について

＜仮想の条件設定＞

- ・ 工事(ア)と工事(イ)はともに請負金額4,000万円以上の専任を要する工事、特別緩和措置により、同一の主任技術者a-1が兼任し施工している。
- ・ 現在、工事(イ)の工事完成が近づいているが、新たに工事(ウ)の入札が行われることが分かった。
- ・ 業者Aとしては、工事(ウ)の入札に参加し、受注できれば、工事(イ)の完成後に主任技術者a-1を工事(ウ)の主任技術者として配置し、引き続き工事(ア)と兼任させたいと考えている。
- ・ なお、工事(ア)、(イ)、(ウ)は工事現場間の距離が10km以内である等、兼任要件は満たしている。



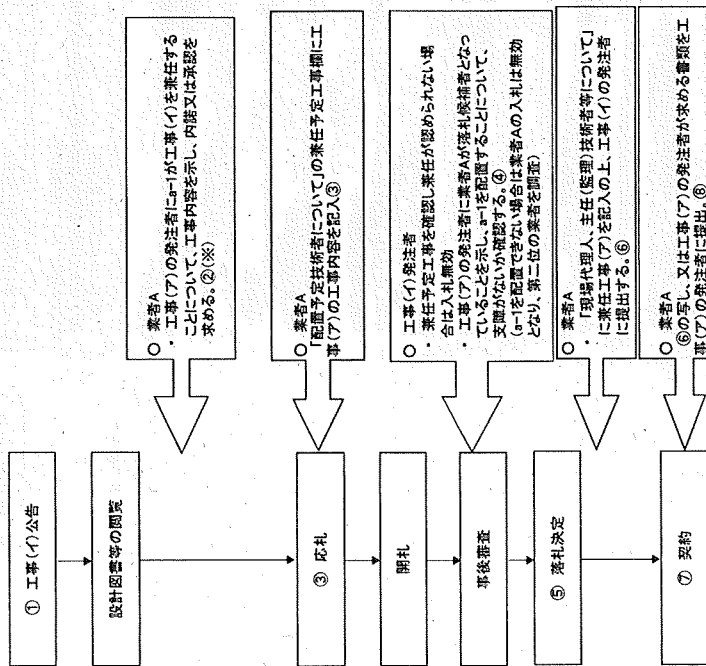
※ 予定価格4,000万円以上の工事の場合で、緩和措置を適用せず、他工事との主任技術者の兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要があります

※ ①～⑫は右図の番号に対応

**一般競争入札の事例1**

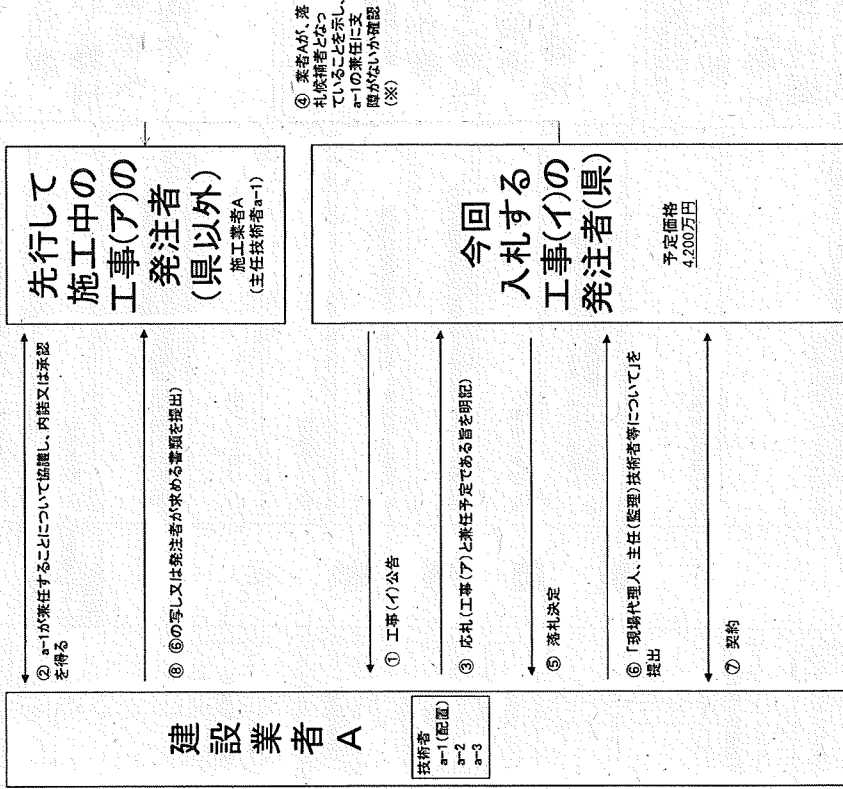
先行工事(ア)の発注者が県以外・今回入札工事(イ)の発注者が県の場合

- ・建設業者が主任技術者a-1を配置し、工事(ア)を施工している。
- ・工事(イ)の予定価格は4,000万円
- ・建設業者Aは工事(イ)の入札に参加し、落札後はa-1を兼任させる予定である。



※ 予定価格4,000万円以上の工事の場合で、今回の緩和通知を適用せず、主任技術者の他工事との兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要あり

①～⑧は右の図の番号に対応



※ 「配置予定技術者について」に確認した旨記載するとともに、a-1の兼任に疑義がある場合は、コリンズ照会や業者確認を行う。

